



※一面のつゞき

### 選挙運動を禁止した制限されている人

- 1 選挙運動に関係のある者
- 2 選挙管理委員会の委員および職員、警察官、徴税吏員などの特定公務員
- 3 未成年者(年齢二十二年未満の者)および選挙犯罪により選挙権および被選挙権のない者

④ 戸別訪問の禁止  
立候補者に限らず、だれでも選挙人の家庭や、勤め先などを訪問して、投票を依頼してはいけません。これは、一戸一戸立候補のあいさつをして廻つたり、街頭演説を開くことを戸別に知らせて歩くというふうなことは、「戸別訪問」として、いっさい禁止されています。

- 1 家中に入らないで、戸先で面接して投票を依頼すること
- 2 座敷、居宅外の小屋や事務所などで投票を依頼すること
- 3 投票を依頼する目的で訪問したが、家の人が留守であったり面会をこわられた場合も戸別訪問となります
- 4 その他、いろいろの事にことよせて戸別訪問を依頼すること

⑤ 個々面接  
もつとも、個々面接といわれている、たまたま道路上などで出会った人に、投票を依頼したり個々に電話で投票を頼んだりすることは、できることになっていません。

署名運動はできない  
選挙に因りて、いかなる目的でも選挙人に対して、署名運動をすることはできません。

## || 明正選挙標語 ||

◇ この一票わたしが政治する心  
◇ ふり向く選挙のときの義理と金

### 飲食物の提供

選挙運動に因りては、娯楽および、禁酒に過ぎる程度の菓子などは、禁止されています。これは、候補者が自分の選挙運動員や労務者などに、労務のために酒や食物をこちそうしたり、第三者が選挙運動の激励のためにいわれる、「陣中見舞い」と称して候補者等に酒や食物を持っていくなど、どんな人が、どんな理由をつけてようとも、飲食物の提供は禁止されているのです。

ただし、選挙運動員および労務者の性格の制限を受けた範囲内で弁当を出すことができます。  
従つて、選挙事務所開き、酒を飲んだり、選挙事務所、多数の炊き出しをするなどは、できないことになっています。

⑥ 気勢を張る行為  
選挙運動のため、自動車を運んで交通したり、または隊伍を組んで往來するなどの行為は、禁止されています。

⑦ 連呼行為の禁止  
町長および町議選挙では、候補者の氏名や演説会の知らせなどを繰り返して叫んでいくことも禁止されています。

⑧ 自動車、拡声機の使用  
候補者一人につき自動車一台および、拡声機一機が使用できますが、これには、一定の表示が必要で、かつ乗車できる者は、候補者と運転者を除いて、四人以内で乗車をしなければなりません。

なお、この自動車の上では、停車中以外は、選挙運動をすることはできません。

### その他

このほか、文書圖面の掲示、頒布、個人演説会、選挙運動費用などについて、一定の制限がありますが、選挙区に因りては、直接あまり関係ありませんので、ここでは省略させていただきます。

選挙運動期日後のあいさつ行為  
候補者はかりでなく、だれでも選挙の終わったあとで、選挙人に当選または落選のあいさつするために次のような行為をすることは、禁止されています。

- 1 選挙人を戸別に訪問すること
- 2 自らの名義および当選または落選に因する祝賀、見舞などの答礼のためにする信箋以外の文書、圖画を頒布したり、または掲示すること
- 3 放送設備を利用して放送すること
- 4 当選祝賀会その他の集會を開催すること
- 5 自動車を運ぶまたは、隊伍を組んで往來するなどによつて気勢を張る行為をすること
- 6 当選に因する答礼のため、当選人の氏名または、政党等の名称をいっしょくこと

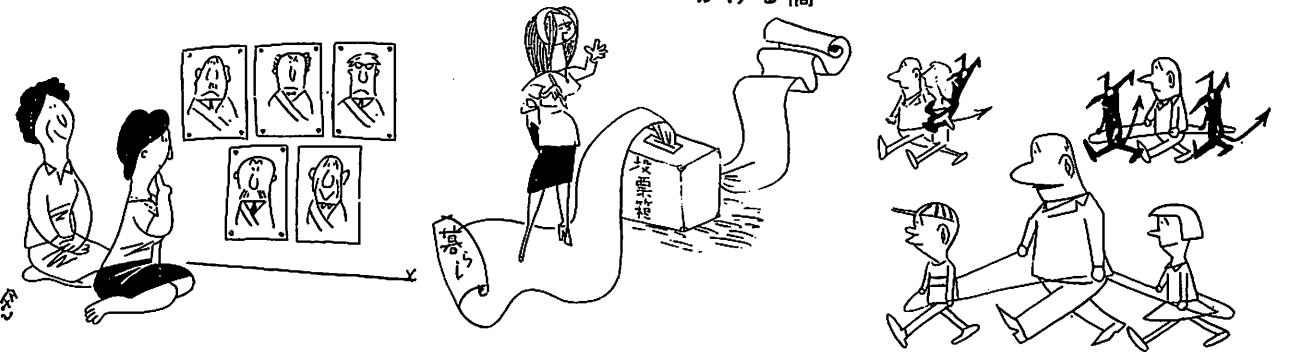
あとかぎ  
以上で大きく大あらしを書きましたが、要は今回の町長および町議補欠選挙で、町内から一人の選挙違反者もなく、公明正大におこなわれることを願っています。皆さんの投票の意向を、ぜひお聞きください。

も少くわしい事柄などあけてご説明しますが、よくごなつてお聞きください。多少なりとも皆さんのご考にあれば、幸いです。

お父さん 正しい選挙をやりましょう

この一票 くらしと政治に かける橋

投票は花嫁花ムコ選ぶ気で



あやつられてはたいへんです

こんな手も買収キョウオウになるパンチを持つと  
「おれの一票が金で買えると思っているのか」



### 交通事故に備えましょう

● 徳地町交通災害共済  
車を運転する人も、歩いている人も自分の注意だけでは、事故を防ぐことはできません。万が一に備えて、徳地町交通災害共済に加入しましょう。  
● 昨年加入された方は  
三月三十一日以前に期限が過ぎます  
● 四月一日以降の資格は  
三月三十一日までに、申し込んでください。

● 申し込めば  
世帯ごとに加加入金、一人、三百六十円をえて、滞滞駐員さんへお申込みください。  
● 四月一日以降の加入は、本庁または支所交付へ申し込んでください。

● 事故発生件数と見舞金額  
この制度が始まった昨年五月から、この二月十日までの間に発生した  
▽事故件数は二十件  
▽見舞金支払額九千五百五十円となりました。

このほか災害共済未加入の人の形数もありませんが、これは見舞金の対象になりませんので、件数等省略いたします。

● 半額提供業者の方は  
登録更新の手続きを  
● 更新の時期は  
ことしは米飯提供業者の登録の更新時期が迫りました。  
現在、登録を受けておられる方は、その有効期限が三月三十一日までです。四月一日以降の登録は、期限の切れる(二十日前)までに、登録申請書を役場の受付までお出しください。

● 登録料  
更新の場合、四百五十円  
新規の場合、九百円  
いずれも山口県紙で納めます  
登録手数料は